

## 学校施設開放事業を利用する際の注意事項

- ① 体育館および武道場の鍵を適正に管理すること。（紛失や誰が管理したか代表者が把握していない状況を作らない。また子どもに管理させない。）
- ② 学校備品等については、必ず学校に相談し、許可を得てから使用すること。
- ③ 許可されている使用目的以外で使用しない。また使用目的に必要な電気器具を使用しない。（例：暖房器具やCDプレーヤー）
- ④ 鍵等を借りる際は必ず職員室の先生に一言断ってから鍵を借りていくこと。（許可証も提示すること。）
- ⑤ 学校敷地内を車両で通行する際は、徐行する。（直ちに停止できる速度で通行する。）一旦停止等のルールは必ず守る。
- ⑥ 使用した器具等は元あった位置に戻す。
- ⑦ 施錠確認を必ず行う。掃き出し窓やアリーナ2階の窓、裏口等の通用門も必ず確認する。
- ⑧ 使用した施設の清掃は必ず行う。
- ⑨ 施設使用後は速やかに解散する。居残っておしゃべり等しない。
- ⑩ 登録されたメンバーのみで使用する。（学校施設開放事業登録団体間の対外試合の使用は認める。）
- ⑪ 年度途中でメンバーを追加することは可能だが、登録条件（市内に在住・在学・在勤するものが10人以上かつ団体員の過半数を占めること）を満たさなくなるような追加は認めない。
- ⑫ 水分補給以外の飲食はしない。
- ⑬ 壁打ちはしない。